

現行	修正 (案)
<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) 雲仙岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 長崎県防災会議が法第 5 条第 2 項の規定により同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</p> <p>(3) 島原市、雲仙市及び南島原市の防災会議が法第 6 条第 3 項の規定により同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</p> <p>(4) 溶岩ドームの調査、観測、崩壊危険度判定、情報提供、避難等に関する事項</p> <p>(5) 前 4 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項 (避難指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市への助言に関することを含む。)</p> <p>(6) 雲仙岳火山防災協議会規約の改正に関する事項 ただし、軽微な修正については会長が専決できるものとする</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) 雲仙岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 長崎県防災会議が法第 5 条第 2 項の規定により同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</p> <p>(3) 島原市、雲仙市及び南島原市の防災会議が法第 6 条第 3 項の規定により同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</p> <p>(4) 溶岩ドームの調査、観測、崩壊危険度判定、情報提供、避難等に関する事項</p> <p>(5) 雲仙岳火山防災協議会規約の改正に関する事項 ただし、軽微な修正については会長が専決できるものとする。</p> <p>(6) 前 5 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項 (避難指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市への助言に関することを含む。)</p>

現行	修正(案)
<p>(協議会の開催)</p> <p>第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>3 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>4</u> 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。</p>	<p>(協議会の開催)</p> <p>第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>3 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p><u>4 会議は、次の事項を協議し、議決する。</u></p> <p><u>(1) 第2条に定める事務に関する事項</u></p> <p><u>(2) 役員を選任に関する事項</u></p> <p><u>(3) 事業計画に関する事項</u></p> <p><u>(4) 予算、決算に関する事項</u></p> <p><u>(5) 協議会の目的の達成及び運営に関する重要な事項</u></p> <p><u>(6) その他、会長が必要と認める事項</u></p> <p><u>5</u> 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。</p>

現行	修正(案)
<p>(幹事会 <u>(追加)</u>)</p> <p>第6条 協議会の所掌事務を円滑に進めるために、雲仙岳火山防災協議会幹事会(以下「幹事会」という。) <u>(追加)</u> を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表第2に掲げる者で構成する。</p> <p>3 幹事会に、幹事長1名を置く。</p> <p>4 幹事長は、長崎県防災企画課長が務める。</p> <p>5 幹事長は、幹事会の座長となり、議事を整理する。</p> <p>6 幹事長は、幹事会の議題に応じて、幹事長が必要と認める範囲の幹事会会員を招集することができる。また、幹事会会員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。</p> <p>7 第1条の目的を達成するために、幹事長が必要と認める場合は、幹事会に専門部会を設置するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(幹事会 <u>及び会計監事</u>)</p> <p>第6条 協議会の所掌事務を円滑に進めるために、雲仙岳火山防災協議会幹事会(以下「幹事会」という。) <u>及び会計監事</u> を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表第2に掲げる者で構成する。</p> <p>3 幹事会に、幹事長1名を置く。</p> <p>4 幹事長は、長崎県防災企画課長が務める。</p> <p>5 幹事長は、幹事会の座長となり、議事を整理する。</p> <p>6 幹事長は、幹事会の議題に応じて、幹事長が必要と認める範囲の幹事会会員を招集することができる。また、幹事会会員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。</p> <p>7 第1条の目的を達成するために、幹事長が必要と認める場合は、幹事会に専門部会を設置するものとする。</p> <p><u>8 会計監事は、2名とし、幹事会会員のうちから協議会で選任された者とする。</u></p> <p><u>9 会計監事は、毎年1回以上監査を行い、その結果を協議会に報告しなければならない。</u></p>

雲仙岳火山防災協議会規約 (新旧対照表)

現行	修正 (案)
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(会計)</u></p> <p><u>第8条 協議会の経費は、長崎県、島原市、雲仙市、南島原市の負担金とその他の収入をもって充てる。</u></p> <p><u>2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</u></p> <p><u>3 会長は、毎会計年度の開始にあたり予算案を作成し、会議に提出してその承認を得なければならない。</u></p>

雲仙岳火山防災協議会規約 (新旧対照表)

現行	修正(案)
<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、以下の機関が合同で行い、窓口を長崎県防災企画課に置く。</p> <p>長崎県防災企画課 島原市市民安全課 雲仙市<u>危機管理課</u> 南島原市防災課</p>	<p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、以下の機関が合同で行い、窓口を長崎県防災企画課に置く。</p> <p>長崎県防災企画課 島原市市民安全課 雲仙市<u>防災安全課</u> 南島原市防災課</p>

雲仙岳火山防災協議会規約 (新旧対照表)

現行	修正(案)
<p>(委任) 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、必要に応じて会長が別に定める。</p>	<p>(委任) 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、必要に応じて会長が別に定める。</p>